

プラスチック資源一括回収

令和5年4月からスタートします

今までのプラスチック製容器包装類に加えて、新たにプラスチック製品の一括回収を行います。なお、分別区分の名称が『**プラスチック資源**』に変わります。

プラスチック製品（新たに対象となるもの）



文房具・おもちゃなど



風呂・台所用品など

※製品の一部にネジやバネなどの金属が使用されている製品でも、そのまま出すことができます。



プラスチック製容器包装類（今までの対象）



まとめてリサイクル資源袋に入れてください

※ 指定のリサイクル資源袋は引き続き同じ袋をご使用できます。



次のものは入れないでください

詳しくは裏面へ

収集時の火災事故の原因や処理の支障となるため、入れないようにご協力をお願いします。



ライター・刃物など



充電池を内蔵した機器など



ゴム・シリコンなど

プラスチック資源として回収できるもの

- ・商品、製品の包装または容器となっているもの 
(卵パック、シャンプーボトル、食品トレイなど)
- ・製品そのものがプラスチック素材でできているもの
(洗面器、タッパー、クリアファイルなど)
- ・一辺の長さが50cm未満のもの
(切断等を行い、50cm未満にすれば可)



プラスチック資源として回収できないもの

- ・プラスチック素材ではないもの (ゴム・シリコン製のものなど)
- ・一辺の長さが50cm以上のもの (衣装ケースなど)
- ・刃物などの鋭利なもの (はさみ、カッターなど)
- ・電池、電気で動くもの (ハンディファン、リモコンなど)
- ・火災の恐れがあるもの (ライター、モバイルバッテリーなど)



出し方のポイント

- ①一辺の長さが50cm以上のものは粗大ごみになります。
- ②電池、電気で動くものは複合素材製品類になります。
- ③刃物や電池を取り外せないものは有害・危険ごみになります。
- ④汚れが落ちないものはもえるごみになります。
- ⑤プラスチック素材でできたものは、まとめて同じリサイクル資源袋に入れて集積所に出してください。

※ 指定のリサイクル資源袋は引き続き同じ袋をご使用できます。

- ⑥令和5年3月までの「プラスチック製容器包装類」と同じ曜日に出してください。

※ 令和5年4月からは分別区分の名称が『プラスチック資源』に変わります。